



年度末労働災害防止強調月間

期間は2024年3月1日～31日ですが、2月も危険性の高い月です

多くの公共工事が竣工を迎えるこの時期、現場ではさまざまな要因が生じて災害が発生しやすい状況になっているといえます。

桜の季節もすぐそこまで、というところで災害に遭っては、無事故で過ごした冬の苦労もむくわれません、ここで今一度安全対策の再チェックを！

❌ 危険要因その1

多くの現場が竣工に向けて追い込みに入るため他現場への応援のために、作業者の出入りが多くなるのが今の時期。

そのために日替わりで職長が変わったり、資格者が入れ替わったりする事態が発生する。

特に重機オペレーターなどが応援で現場を離れたりした場合、資格はありながら普段はオペをしていない作業者が急遽代わりに操作を行い操作ミスで災害が発生した例もあります。

😊 事故防止のために

他の現場へ応援に行くために自分の現場には資格を持った者が誰もいなくなった・そのような状況で安全な作業は出来ません。

やむをえず資格者が現場を離れる場合は施工会社の責任において確実な代理者の選任と引継ぎを確実に！



❌ 危険要因その2

工期をあせるばかりに、常日頃はあたりまえに行っている安全対策も、二の次になりがち。

例えば、足場の手摺を外しておきながら作業場所を変更したとたん、外した事すら忘れてしまうことがあります。

また、外されたままの手摺を見ても直そうとしなかったり、後回しにしたりすること皆さんも経験がありませんか？

😊 事故防止のために

どんなに忙しくとも、工事全体に目を配らなければならない責任は逃れることは出来ません
右図のようにありあわせの道具で作業した結果、災害に繋がったではやりきれません。

ルール違反を黙認しないようにしたいものです



そして今の時期

冬の間にくたびれたワイヤーありませんか？

素線切れ
こうなる前に



Q&A 皆さんからいただいた、現場における安全管理の疑問についてお答えするコーナーです

Q 現在674種類が対象の化学物質が今後2900に増える？ 特定化学物質や有機溶剤との関係は？

A 吸い込むことや接触する事で人体に影響のある【化学物質】として、今現在674種類の物質がその対象にされていますが、今後さらにその対象とされる物質の種類が増えるとされています。(令和6年以降順次)

対象とされる物質を取扱う、もしくは譲渡する(「製造」もですが建設業では通常対象外)場合は

《安全データシート(SDS)》を取り寄せて、もしくは探して https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo07_1.html



有害性

毒性

可燃性

リスクアセスメントのひな型作成中です

⇒SDSに記載されている絵表示や区分を調べて判断し人体への有害性や爆発などの危険性を低減させるための措置を策定する《リスクアセスメント》を事業所ごとに作成する必要があります(リスクアセスメント自体は2016年に義務化)

674種類の中の特に有害性の高いものが「特定化学物質」「有機溶剤」として取扱いに〈作業主任者〉を要するさらに厳しい規制がされています